

○議長（小林哲雄）

皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員は１２名です。定足数に達しておりますので、これより平成２５年開成町議会第１回定例会１２月会議（第３日目）の会議を開きます。

午後１時３０分 開議

○議長（小林哲雄）

早速、日程に入ります。日程第１ 報告第７号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（田辺弘子）

では、議案を朗読させていただきます。

報告第７号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

平成２５年１２月３日提出、開成町長、府川裕一。

１ページ、おめくりください。専決処分書をご覧くださいと思います。

専決処分書。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成２５年１１月２０日、開成町長、府川裕一。

地方税法の一部が改正されたことに伴い、当該条項を引用する開成町国民健康保険税条例（昭和３１年開成町条例第２号）の規定を整理するため、別紙のとおり開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する。

それでは、１枚おめくりください。

開成町条例第３２号。

開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和３１年開成町条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附則の第１４項になります。こちらは、東日本大震災による被災居住用財産の敷地による譲渡期限延長の特例の規定です。被災地に住んでいて大震災により住めなくなった家屋の敷地の所有者が、その敷地を譲渡したときに、譲渡所得の特例が受けられ

るようにしたものでございます。

今回の条例改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成２５年３月３０日に交付されたことに伴い、町条例中の当該法令の条項を引用する規定を整理したものでございます。法改正に対応し、条例中の当該法令の条項を引用し整理する場合で、町長の専決処分の第２号となる法令の改正、または廃止に伴い条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に関する規定を改正することに該当するものと判断いたしまして、専決処分により条例改正を行ったものでございます。

改正前は右欄、改正後は左側というふうになりますけれども、附則第１４項中、附則第４４条の２第３項を附則第４４条の２第４項及び第５項に改め、第３６条を第３５条第１項に改めるものでございます。

次に、附則となります。施行期日は、平成２６年１月１日から施行する。第２項、経過措置になりますけれども、改正後の開成町国民健康保険税条例は、平成２６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

説明は以上になります。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりました。ただいまの説明のとおり、本件は地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会がその権限を町長に委任することを定めた町長の専決処分事項に関する条例に基づく専決処分となっておりますので、質疑は行いません。

確認する点がございましたら、お聞きください。どなたか、ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、以上で報告第７号 専決処分の報告について（開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。